

子ども・子育て支援新制度において 八尾市が条例で定める各基準案について

平成27年度から、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援新制度がスタートします。

子ども・子育て支援新制度では、次に掲げる施設や事業の設備及び運営の基準等は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされており、先般、国から基準案が示されたところです。

■市が条例で定める基準

- ①地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)の設備及び運営の基準
- ②「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営の基準(認可施設・事業者が給付事業を行うための確認基準)
- ③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営の基準

1. 八尾市が定める基準

八尾市においても、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に向け、前述の「市が条例で定めるべき基準」をつくる必要があります。

特に、各基準の「参酌すべき基準」をどうするか、子ども・子育て会議において意見をお聞きし、方向性を決定する必要があります。そのため、今回の会議において、この点について各基準の考え方を示し、ご意見をお聞きます。

※「従うべき基準」とは、国の基準に従って定めるべき基準。「参酌すべき基準」とは、国の基準を十分参照した結果、地域の実情に応じて異なる基準を定めることが許されている基準。

①地域型保育事業の設備及び運営の基準

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」といいます。)は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に基づく市町村の認可事業として位置付けられることになりました。これに伴い、地域型保育事業にかかる設備及び運営の基準を市が定めることとなります。

【地域型保育事業に含まれる事業の概要】

家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育を行う事業(利用定員が5人以下)。
小規模保育事業	保育施設(利用定員が6人以上19人以下)で保育を行う事業。
居宅訪問型保育事業	乳幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業。
事業所内保育事業	事業所等で保育を行う事業。

従うべき基準(抜粋)	参酌すべき基準(抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資格・員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保, 虐待等の禁止、連携施設の設定、食事の提供など 	左記以外のもの (設備・面積、遊戯場(室)、耐火基準など)

②「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営の基準（認可施設・事業者が給付事業を行うための確認基準）

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が子ども・子育て支援法に基づく給付事業を行う対象施設・事業として「確認」することとされています。これに伴い、市が「確認」するための基準を定めることとなります。

【給付を行う施設・事業】

特定教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園
特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

従うべき基準(抜粋)	参酌すべき基準(抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員 ・ 利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止 ・ あっせん、調整及び養成に対する協力 ・ 利用者負担額等の受領 ・ 取扱い方針 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格の確認などの利用開始に伴う基準 ・ 子どもの心身の状況把握などの教育・保育の提供に伴う基準 ・ 管理・運営規定の策定などの管理・運営等に関する基準 ・ 撤退時の基準 など

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準

児童福祉法に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準を定めることとなります。

従うべき基準(抜粋)	参酌すべき基準(抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・従事する者(要件) ・員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の集団の規模 ・施設・設備 ・開所日数 ・開所時間 その他